

所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、
所定疾患施設療養費（Ⅱ）の令和3年度における算定状況について公表します。

令和3年度の算定状況

診断名／年月		令和3年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人数	1	2	2	0	2	1	0	0	0	1	0	1
	治療日数	10	20	19	0	20	10	0	0	0	10	0	10
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	4	4	0	9	0	0
尿路感染	人数	10	7	3	8	4	4	7	9	5	7	6	6
	治療日数	78	59	30	78	40	33	55	71	30	65	51	39
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	1
	治療日数	0	0	0	0	0	0	16	10	10	0	8	10

算定条件

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

- 肺炎・尿路感染症・蜂窩織炎・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- 請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス状況の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。